

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 200 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）において、購入又は組成した信用減損金融資産の取扱い、及びステップ 2 を採用する金融機関における開示の検討について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いに関する意見）

2. ステップ 2 を採用する金融機関における購入又は組成した信用減損金融資産に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めは、ステップ 4 を採用する金融機関における定めを検討した上で改めて検討するとしている実効金利法による償却原価法の採用に関する一部の論点とあわせて検討するという事務局の提案に賛成する。
3. 購入又は組成した信用減損金融資産の適用範囲は信用減損金融資産の定義に基づくため、継続して検討する論点とされている金融資産が信用減損した場合における利息収益の認識方法に関する論点と関連しており、システム対応等の実務負担について懸念される内容は同様と考えるため、両者をあわせて検討することが適当であると考えます。
4. 信用減損金融資産を購入する場合と組成する場合を分けて検討する必要があると考える。購入の場合には、当初の公正価値の評価と償却原価の適用における将来キャッシュ・フローの回収見込額についての見積りが同等であることを前提とすれば、信用減損を反映した実効金利に基づき償却原価を行う会計処理は合理的な方法と考えるが、将来キャッシュ・フローの見積りが事後的に変更される場合には実務負担が生じる点は考慮する必要がある。

一方、組成においては、信用リスクの高い債務者に対して適切な金利で新規融資を実行する場合と既存の取引先に対して支援の観点から融資を実行する場合があり、それぞれ金利条件等が異なるため、前者については当初認識時に貸倒引当金を計上せず、後者については計上するなど、ビジネスの特性や重要性に応じて会計処理の適用方法を変え

ることが考えられる。

これらを踏まえ、会計基準を定める際は、必要がないものまで適用範囲に入らないように、会計処理の目的や適用すべき事例を示すなどによって適用すべき範囲を絞りこむことを検討する必要があると考える。

5. 購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いは現行の日本基準には無く、IFRS 第9号における信用調整後の実効金利の定義だけでは組成のケースにおいてどのような場合に当該取扱いを適用すべきかの判断が難しいと考えられるため、会計基準又は教育文書において明確化することを検討する必要があると考える。
6. 信用減損した貸付金や債券は、主に金融機関のクレジット・トレーディングを担う部署やヘッジファンドにより購入されると理解しており、通常の貸出等における与信審査を前提とした管理がなされているかについて疑問がある。このため、当初認識時に当該資産を実効金利による償却原価法で測定する会計処理が馴染まず、実務上、対応が困難な可能性があると考ええる。
7. 組成した信用減損金融資産について、現行実務に定めはないが、購入した信用減損金融資産については、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第105項の「債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と償却原価法」の定めに基づき類似の会計処理が行われることが想定されていると考える。
8. これまでIFRSを前提に検討を進めてきたが、事務局資料において米国会計基準における購入又は組成した信用減損金融資産の取扱いに関する分析が記載されている背景を確認したい。
9. 購入又は組成した信用減損金融資産に関する現行の日本基準における実務上の対応や会計処理について事務局資料に記載されていない背景を確認したい。

### **(ステップ2を採用する金融機関における開示の検討に関する意見)**

#### **基本的な方針に関する意見**

10. IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）で要求される開示に関する定めを取り込み、IFRS 第9号の定めを取り入れないとした項目については開示に関する定めを取り入れないという事務局提案における基本的な検討の方向性に賛成する。
11. 信用リスクの開示をどの程度の粒度で行うかは、企業の実務や判断によって異なる点に留意すべきと考える。開示の枠組みは、会計基準において最低限、開示すべきレベルについて一定の目線を示したうえで、より詳細な情報は事例等に基づき企業の判断に基づき

開示すべきものと定めるべきと考えるが、この点、欧州金融機関の事例では、重要性に応じた判断に基づき対応が行われた結果、開示の粒度にはばらつきが見られている。今回の減損プロジェクトにおいて国際的な整合性を高めるにあたっては、このような実務を日本に馴染ませることが必要であるため、金融資産のクラス別の開示をホールセールやリテールに分けて行うべきかなど、内容的に当委員会が示すべきものでない可能性はあるものの、今後の議論において、具体的な開示のレベル感について最低限の目線合わせを行っていただきたい。

12. IFRS 第7号の開示項目には詳細なものがあるため、利用者がどこまでの開示を求めているかを確認したうえで議論する必要があると考える。また、現行の実務を踏まえた一定の目線は示す必要があると考える。
13. IFRS 第7号における定量的な開示項目への対応は実務上困難と考えられるため、慎重な議論を行った上で必要最低限な項目のみ取り込むことを検討いただきたい。
14. IFRS 第7号における開示の定めは多岐にわたるため、すべての開示項目を網羅的に分析することは困難と考える。一方、IFRSと現行実務の開示は1対1で対応しないことから詳細な比較は不要であるが、手戻りが生じることを避ける観点から、全体的に分析することを検討する必要があると考える。
15. 日本基準では信用リスクに関する定めは殆どないが、ステップ2を採用する金融機関は、規制区分によって内容は異なるものの、自己資本比率規制に関連する情報などを財務諸表外で開示している。これも踏まえて現行実務とIFRS第7号との比較を行う必要があると考える。
16. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する債券の評価損益を含め、表示については別途検討するという理解でよいか確認したい。
17. 時価の算定基準に係る審議においては、開示の有用性等も考慮して取り入れる注記を判断したと理解している。この点、信用リスクの開示の審議においても実務上の困難性の検討と合わせて有用性を判断して注記事項を取り入れるかを検討するか確認したい。

#### 個別に検討が必要な開示項目に関する意見

18. 米国会計基準やIFRS会計基準など異なる会計基準や監督規制が適用される複数の法域で事業を行い、相応な規模の金融商品や保険契約のポートフォリオを保有する金融機関において、異なる基準に基づき作成された信用リスクに関する開示項目を連結グループ全体で一律の基準で整備し直すことは困難であり、必ずしもコストが便益に見合わない

考える。

19. これまでの日本基準には見られず監査上の取扱いの問題もあるが、財務諸表以外の開示を参照できるとする取扱い（IFRS 第7号第35C項）を取り入れることを検討いただきたい。
20. IFRS 第7号第35H項の金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表、及びIFRS 第7号第35M項の金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示について個別に検討する必要があると考える。
21. 条件変更について、IFRS 第9号の定めを取り入れないため開示に関する定めを取り入れないとしているが、条件変更に関する情報は重要であり、現行実務においても銀行等では銀行法施行規則等に基づく開示が行われているため、これらの情報とIFRS 第7号の開示との関係を整理する必要があると考える。

以 上